

西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、西海市空家等対策の推進に関する条例（平成26年西海市条例第8号）第4条第2項に規定する支援策として、老朽化等による危険な空き建築物を除却する者に対し、西海市危険空き建築物除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象建築物（附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 市内に存する建築物
- (2) 現に使用されていない建築物
- (3) 延べ床面積が10平方メートル以上の建築物
- (4) 周辺の住環境を悪化させ、放置されたままになっている空き建築物

2 当該空き建築物を放置することが、公衆の安全の保護に著しい支障をきたすおそれがあると特に市長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、当該空き建築物を補助対象建築物とすることができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税に滞納がある者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税課税明細書）に所有者として登録されている者（法人を除く。）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受け、かつ、当該建築物の除却費用を負担する者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が複数人の共有である場合又は補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権（不動産登記

法（平成16年法律第123号）第3条第8号の賃借権をいう。以下同じ。）に規定する）を含む。）の設定がある場合において、当該共有者（補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合は、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）又は権利者から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者は、補助対象者とししない。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象建築物の除却工事で、次の各号のいずれにも該当する者に請け負わせる除却工事とする。

- （1） 市内に事業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人
 - （2） 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事とししない。

- （1） 補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- （2） 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- （3） 建築物（長屋を除く。）の一部を除却する除却工事
- （4） 補助対象者以外の者の住環境に影響を及ぼすおそれがない建築物を除却する工事
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める除却工事

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象経費（消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整初第14号）第4-4-(1)の規定に基づき、補助対象建築物の除却工事費用又は国土交通大臣が定める標準建設費に補助対象建築物の床面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を適用するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、建築物が補助対象建築物に該当するかどうか及び補助対象者に該当するかどうかについて、市長に対し西海市危険空き建築物除却支援事業事前調査申請書(様式第1号)により、あらかじめ事前調査を申請するものとする。

- 2 前項に規定する事前調査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象者であることを証する書類
- (2) 補助対象建築物であることを証する書類、付近見取図及び写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項に規定する事前調査申請書を受理したときは、申請書類を審査し、必要に応じて現地確認を行い、その結果を西海市危険空き家建築物除却支援事業事前調査結果通知書(様式第2号)により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書(市税に未納がないことがわかるもの)
- (2) 工事計画書(様式第4号)
- (3) 事前調査結果通知書の写し
- (4) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)

- (5) 補助対象建築物の平面図及び床面積求積図
- (6) 補助対象者がこの告示による補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。ただし、審査の結果、適当と認められなかったときは、その理由を付し、文書により補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第10条 規則第6条の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象工事を中止する場合は、市長に届出をすること。
- (2) 補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、長崎県知事に同法第10条第1項に規定する届出をすること。
- (3) 交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に補助対象工事を完了すること。
- (4) 補助対象者が補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合には、当該跡地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な維持管理に努めること。
- (5) 補助金の交付は、同一敷地（同一の者が所有、管理又は使用する隣接した土地を含む。）において1回限りとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項
(申請の取下げ)

第11条 第9条の規定により通知を受けた補助対象者は、第8条の申請を取り下げるときは、第13条に定める完了実績報告書を提出する前までに西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請等)

第12条 補助対象者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付申請変更承認申請書（様式第7号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査するとともに、審査の結果、当該申請に係る内容の変更を承認した場合は、補助対象者に対し西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、審査の結果、変更を承認しなかった場合は、西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付申請変更不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助対象者は、工事が完了したときは、完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 施工中及び工事完了後の写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第11号）
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細の分かるもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(完了確認)

第14条 市長は、前条の規定により完了実績報告書の提出を受けたときは、当該工事がこの告示に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、この告示による補助金の事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、第13条の規定により提出された完了実績報告書が適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、西海市危険空き建築物除却支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助対象工事を取り止めたとき。
- （2） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3） この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた補助対象者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第19条 補助対象者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該補助金を受けてから5年間保管しなければならない。

（補則）

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。